

名古屋市告示第634号

生活保護法による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、同法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和7年12月26日

名古屋市長 広沢一郎

1 あん摩・マッサージ

施術所名	所在地	指定年月日
施術者名		
フレアス在宅マッサージ岐阜施術所	岐阜県岐阜市茜部大野 2丁目 250-1	令和7年11月12日
橋本 二郎		

2 はり・きゅう

施術所名	所在地	指定年月日
施術者名		
フレアス在宅マッサージ岐阜施術所	岐阜県岐阜市茜部大野 2丁目 250-1	令和7年11月12日
橋本 二郎		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課